

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

スマートシティの推進に当たっては、地域内における各種データの有効活用や重複投資を避ける観点から、県や市町をはじめ大学や企業等地域のステークホルダーが連携・協力して取り組むことが重要である。また、国においても、複数の自治体によるデータ連携基盤の共同利用を促進している。

県内市町においては、スマートシティに関連するサービス提供が進められる中、佐野市、矢板市、那須塩原市においては、データ連携基盤を構築し、その活用が始まっている。

県は、「栃木県スマートシティ構想」を踏まえ、効果的・効率的にスマートシティを推進するため、次のとおり栃木県データ連携基盤共同利用ビジョンを定め、各ステークホルダーとのデータ連携基盤の共同利用に取り組んでいく。

1 県内のデータ連携基盤の整備状況等

(1) 佐野市（令和3年度構築）

- ・主に安全・安心なまちづくり分野において、データ連携基盤上に格納された避難所・AED・クーリングシェルター等のデータに加え、WEBスクレイピングによる栃木県リアルタイム雨量情報等のデータを一体的に公開できる地図情報WEBサービス「さのスマートセーフマップ」等の取組を実施している。
- ・非パーソナルデータについて、デジタル庁の推奨モジュールとは異なる仕様を採用している。
- ・個人情報を取り扱っていない。

(2) 矢板市（令和5年度構築）

- ・矢板市は、市が整備した「矢板市文化スポーツ複合施設」を核としたまちづくりにおいて、共同利用を想定していない独自の仕組みを採用している。
- ・防災分野において個人情報を用いた避難所入所手続きの省力化、スポーツ分野において同施設におけるトレーニングマシンやAIカメラ等の活用の取組を実施している。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

(3) 那須塩原市（令和5年度構築）

- ・ 共通的な分野としてユーザーデータを取り扱う地域ポータルやデジタルエコポイントアプリの取組、子育て分野において子供の生年月日等のデータを取り扱う電子母子手帳アプリ、観光分野においてLINE友だちデータを取り扱う観光パスポートの取組を実施している。
- ・ 非パーソナルデータ連携基盤とパーソナルデータ連携基盤を整備している。
- ・ 非パーソナルデータについて、デジタル庁の推奨モジュール「FIWARE Orion」を採用している。
- ・ 個人情報の取扱いがあり、「パーソナルデータ連携モジュール」を採用している。
 - * データ連携基盤において個人情報を蓄積している。
 - * デジタル庁「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムカタログ」掲載ソリューションを採用している。
- ・ 新たに構築するGISを活用し地理的なデータを視覚化することで、行政が持つ情報の透明性や住民によるアクセス性の向上、地域の危機管理能力の強化を図る予定。また、様々な部署や業務において横断的に地図データの利活用を促進し、行政業務の効率化、負担軽減を図ることを目指す。

(4) 栃木県（令和6年度の検討状況）

- ・ 「安全・安心なまちづくり」分野として、新たに構築するGISを活用し、リアルタイム雨量河川水位観測情報や道路維持管理システム、土砂災害警戒情報システムが取り扱う河川水位や道路施設、土砂災害警戒情報等のデータ、浸水想定区域図や砂防三法指定地データを、わかりやすく県民に発信することで、平時・有事の災害対応に活用する考え。*市町と連携して実施
- ・ 上記の災害関連データは、別に整備予定の防災情報システム（R10年度運用開始予定）とも連携し、市町や関係機関との情報共有による迅速な災害対応等に活用する予定。
- ・ 空き家データ、医療機関や子育て施設データを活用し、空き家の発生抑制や適正管理、活用促進などの空き家対策を推進するためのプラットフォームを構築し、県民や移住希望者に向けた空き家の紹介や防災、防犯等の施策に活用する予定。*市町と連携して実施
- ・ 県のオープンデータカタログサイトと連携し、データ連携基盤に連携する各種データと合わせて広く公開し活用を促す考え。
- ・ 個人情報の連携を必要とする具体的なユースケースの案がないことから、現時点で、個人情報を取り扱う予定はない。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

2 共同利用における考慮事項

- ・共同利用を円滑に推進するためには、データ連携基盤の運用主体において、複数市町等関係機関を調整する機能を持つことが重要である。
- ・デジタル庁では、データ連携機能に関する推奨モジュールの普及を図っているところ、佐野市及び矢板市のデータ連携基盤は推奨モジュールとは異なる構成で構築されており、国や他都道府県等との将来的なデータ連携に課題がある。
- ・那須塩原市は、既にパーソナルデータを基盤に蓄積しているが、共同利用に伴いデータ連携基盤の運用自治体が他自治体の個人情報保有することは、法的な課題がある。（個人情報保護法第61条）

3 対応方針

- 1、2を踏まえ、次のとおり対応する。
- ・広域的観点から市町等の調整機能を持つ県が、データ連携基盤の運用主体となる。
 - ・推奨モジュールの使用や個人情報の保有の観点で、3市が持つ基盤の共同利用には課題があることから、県は、新たにデータ連携基盤（以下「県基盤」という。）を構築する。
 - ・当面、県基盤の取り扱うデータは非パーソナルデータを対象とした上で、パーソナルデータの取扱いなど今後県基盤に求められる可能性がある機能等については、県・市町のサービス案に応じて検討していく。
 - ・県基盤については、次の方針により市町との共同利用を進めるとともに、大学や企業等とも連携した取組を検討していく。
 - (1) 佐野市
令和9年度を目途に、県基盤の共同利用の開始を目指す。
 - (2) 矢板市
市の基盤は、「矢板市文化スポーツ複合施設」を核としたまちづくり分野の基盤とし、それ以外の分野のスマートシティサービスの提供に当たっては、県基盤の共同利用を目指す。
 - (3) 那須塩原市
県基盤との相互接続による共同利用を検討する。県全体での個人情報の取扱いなどの検討を踏まえ、将来的に在り方を整理していく。
 - (4) 上記以外の市町
県基盤の共同利用を目指す。
- ・共同利用に係る費用負担については、令和7（2025）年度中の整理に向けて県と市町において協議する。

【別冊】 栃木県データ連携基盤共同利用ビジョン

4 当面の対応スケジュール（想定）

年度	取組事項
令和 7 (2025)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 県は、安全・安心なまちづくり分野に関する非パーソナルデータを取り扱うデータ連携基盤を構築する。・ 県と那須塩原市による相互接続によるデータ連携を検討し、方針の決定を目指す。・ 県が構築するGISや空き家プラットフォームについて、市町と共同利用を図る。・ パーソナルデータを活用したサービスについて検討するとともに、パーソナルデータ連携基盤の整備について、個人情報の保有根拠等も含め論点を整理する。・ 県と市町が連携し、スマートシティサービスの提供に取り組む「栃木県スマートシティ推進協議会」を設置し、基盤を活用したサービスや共同利用に係る費用負担について協議するとともに、大学や企業等との連携について検討する。・ 佐野市と県基盤の共同利用開始に向けた検討を開始する。
令和 8 (2026)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県スマートシティ推進協議会において、市町と更なるスマートシティサービスの提供に係る検討を深めるとともに、大学や企業等と連携した取組を進める。・ 県及び市町において、パーソナルデータ連携基盤の整備について、方針の決定を目指す。・ 佐野市と県基盤の共同利用開始に向けた調整を行う。
令和 9 (2027)年度	<ul style="list-style-type: none">・ 佐野市と県基盤の共同利用の開始を目指す。・ 県及び各市町において、パーソナルデータを活用したサービスの提供を目指す。